【参考資料３】

福島県国土利用計画（第四次）の概要

１ 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本理念

国土利用計画法第２条に定める理念
- ●土地に関する公共の福祉優先
- ●地域の諸条件に配慮した土地利用
- ●自然環境･生活環境の保全･確保
- ●県土の均衡ある発展

(2) 県土利用の現状と課題

ア 県土の特性
- ● 豊かで多様な自然
- ● 多極分散型県土構造
- ● 地理的優位性の高まり

イ 社会経済状況の変化
- ● 本県人口は横ばい傾向
- ● 社会経済活動の成熟化
- ● 地価の下落、土地利用転換圧力の低下
- ● 価値観の多様化、自然との共生意識の高まり

ウ 県土利用の課題
- (ｱ) 土地の有効利用の促進
- (ｲ) 環境と調和の取れた土地利用の推進
- (ｳ) 秩序ある市街地の形成･土地利用の適正化
- (ｴ) 県土利用の質的向上

(3) 県土利用の基本方針

ア 土地利用に関する計画の充実、適正かつ合理的な土地利用の推進
イ 農用地･森林について生産活動と多面的機能に配慮した適正な保全、都市的土地利用についての効率的、高度利用の一層の推進と計画的で適正な土地利用の転換の確保
ウ 環境と調和の取れた土地利用の推進による美しい県土の形成
エ 県土の保全と安全性の確保、公害の防止、快適な生活環境の創造に配慮した土地利用の推進、住民参加とまちづくりの視点に立った土地利用計画の策定

(4) 地域類型別の県土利用の基本方向

ア 都 市
- ● 自然環境の保全や所要の整備、景観形成等の総合的な調整･計画的な都市整備の推進
- ● 中心市街地の空洞化に対して、低･未利用地等を活用した都市の拠点の再形成、都市機能の集積、都市居住の推進等市街地の再整備と商業活性化の一体的推進
- ● スプロール化防止、公害防止、防災性の向上、克雪･利雪に配慮した土地利用の促進

イ 農山漁村
- ● 生産基盤の整備、工業導入による就業機会の確保、生活環境の整備、都市住民との交流による魅力ある農山漁村の形成
- ● 農用地、森林の整備、高度利用
- ● 里山等身近な自然環境の保全、美しい農山漁村景観の形成
- ● 中山間地域等における地域資源活用による活性化、農用地･森林保全のための新たな管理主体の育成

ウ 自然維持地域
- ● 適正な保全
- ● 貴重な自然の復元
- ● 適正な管理の下での自然とのふれあいの場としての利用

(5) 利用区分別の県土利用の基本方向

ア農用地 ： 意欲ある担い手への農地の利用集積の促進、優良農地の確保と整備、多面的機能の維持･増進のための適正な保全管理、環境への負荷の少ない農業生産の推進
イ森林 ： 多面的機能の発揮に必要な森林の確保と整備、二酸化炭素吸収源としての機能発揮への配慮、原生的･機能の高い森林の保全、土地利用転換の抑制、都市近郊等森林の緑地としての保全整備、都市と農山漁村との交流の場などとしての総合的利用の推進
ウ原野 ： 貴重な自然を形成する原野の保全
エ水面･河川･水路 ： 安全性の確保･安定した水供給に必要な用地の確保、整備にあたっての環境への配慮、水辺環境等の創造
オ道路 ：(一般道路) 必要な用地の確保、整備にあたっての安全性等の確保、防災機能等多面的機能の発揮、自然環境･生活環境への配慮
(農林道) 必要な用地の確保、整備にあたっての生活環境･自然環境･地域産業振興等への配慮
カ住宅地 ： 望ましい居住水準と良好な居住環境の確保、災害に関する地域特性を踏まえた土地利用、住宅市街地の再整備による有効利用･高度利用
キ工業用地 ： 産業高度化、企業ニーズ対応し、自然環境と共生した計画的な用地確保、農村地域の活性化･雇用創出のための用地確保、工場跡地の有効利用
クその他の宅地 ： 土地利用の高度化･中心市街地の商業活性化･良好な環境形成に配慮した用地の計画的な確保
ケその他 ： (公用･公共用施設用地) 必要な用地の計画的確保、施設の耐災性の確保･災害時の活用
： (リゾート･レクリエーション用地) 自然環境等への配慮、地域の振興等を総合的に 勘案した計画的整備
： (都市の低･未利用地) 再開発用地、公共施設用地、事業用地等としての活用
：(耕作放棄地) 立地条件に応じた有効利用
コ沿岸域 ： 自然環境、陸域との一体性に配慮した総合的な利用、海岸の保全による県土の安全性の向上

2　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標とその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

●目標年次：平成２２年　●基準年次：平成１０年
●平成２２年における人口：２０９万人から２１４万人と想定

（単位：ｈａ・％）

	平成10年	平成２２年	構成比 １０年	構成比 ２２年
農用地	163,798	157,091	11.9	11.4
農地	161,437	154,730	11.7	11.2
採草放牧地	2,361	2,361	0.2	0.2
森林	972,743	967,508	70.6	70.2
原野	3,418	3,418	0.2	0.2
水面・河川・水路	44,708	46,169	3.2	3.3
道路	47,427	53,075	3.4	3.9
宅地	43,747	51,126	3.2	3.7
住宅地	26,024	29,045	1.9	2.1
工業用地	4,721	5,379	0.3	0.4
その他の宅地	13,002	16,702	0.9	1.2
その他	102,407	99,947	7.4	7.3
合計	1,378,248	1,378,334	100.0	100.0
市街地	17,370	17,833	1.3	1.3

（注）(1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
(2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。
平成10年欄の市街地面積は、平成７年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標の地域別の概要

	県北地域 平成１０年	平成２２年	構成比 １０年	構成比 ２２年
農用地	27,692	26,076	15.8	14.9
農地	27,189	25,573	15.5	14.6
採草放牧地	503	503	0.3	0.3
森林	99,546	98,982	56.8	56.5
宅地	9,618	10,931	5.5	6.2
住宅地	6,150	6,661	3.5	3.8
工業用地	807	926	0.5	0.5
その他の宅地	2,661	3,344	1.5	1.9
上記以外の利用区分	38,486	39,353	21.9	22.4
合計	175,342	175,342	100.0	100.0

	県中地域 平成１０年	平成２２年	構成比 １０年	構成比 ２２年
農用地	43,146	41,174	17.9	17.1
農地	41,779	39,807	17.4	16.5
採草放牧地	1,367	1,367	0.6	0.6
森林	141,043	139,198	58.6	57.8
宅地	10,471	12,857	4.4	5.3
住宅地	6,114	7,334	2.5	3.0
工業用地	1,114	1,254	0.5	0.5
その他の宅	3,243	4,269	1.3	1.8
上記以外の利用区分	45,969	47,400	19.1	19.7
合計	240,629	240,629	100.0	100.0

	県南地域 平成１０年	平成２２年	構成比 １０年	構成比 ２２年
農用地	19,336	18,489	15.7	15.0
農地	19,336	18,489	15.7	15.0
採草放牧地	0	0	0.0	0.0
森林	81,712	80,826	66.3	65.5
宅地	3,950	4,842	3.2	3.9
住宅地	2,082	2,385	1.7	1.9
工業用地	958	1,090	0.8	0.9
その他の宅地	910	1,367	0.7	1.1
上記以外の利用区分	18,326	19,167	14.9	15.5
合計	123,324	123,324	100.0	100.0

	会津地域 平成１０年	平成２２年	構成比 １０年	構成比 ２２年
農用地	33,542	32,761	10.9	10.6
農地	33,508	32,727	10.9	10.6
採草放牧地	34	34	0.0	0.0
森林	228,205	227,863	74.1	74.0
宅地	6,397	7,251	2.1	2.4
住宅地	3,810	4,128	1.2	1.3
工業用地	427	486	0.1	0.2
その他の宅	2,160	2,637	0.7	0.9
上記以外の利用区分	39,761	40,030	12.9	13.0
合計	307,905	307,905	100.0	100.0

	南会津地域 平成１０年	平成２２年	構成比 １０年	構成比 ２２年
農用地	4,554	4,269	1.9	1.8
農地	4,547	4,262	1.9	1.8
採草放牧地	7	7	0.0	0.0
森林	216,801	216,696	92.6	92.5
宅地	1,004	1,071	0.4	0.5
住宅地	690	717	0.3	0.3
工業用地	28	28	0.0	0.0
その他の宅地	286	326	0.1	0.1
上記以外の利用区分	11,805	12,128	5.0	5.2
合計	234,164	234,164	100.0	100.0

	相双地域 平成１０年	平成２２年	構成比 １０年	構成比 ２２年
農用地	25,673	24,794	14.8	14.3
農地	25,528	24,649	14.7	14.2
採草放牧地	145	145	0.1	0.1
森林	116,222	115,679	66.9	66.6
宅地	5,394	6,256	3.1	3.6
住宅地	3,141	3,493	1.8	2.0
工業用地	366	441	0.2	0.3
その他の宅	1,887	2,322	1.1	1.3
上記以外の利用区分	26,482	27,058	15.2	15.6
合計	173,771	173,787	100.0	100.0

	いわき地域 平成１０年	平成２２年	構成比 １０年	構成比 ２２年
農用地	9,855	9,534	8.0	7.7
農地	9,550	9,229	7.8	7.5
採草放牧地	305	305	0.2	0.2
森林	89,215	88,264	72.5	71.7
宅地	6,913	7,919	5.6	6.4
住宅地	4,038	4,328	3.3	3.5
工業用地	1,021	1,154	0.8	0.9
その他の宅地	1,854	2,437	1.5	2.0
上記以外の利用区分	17,130	17,466	13.9	14.2
合計	123,113	123,183	100.0	100.0

（注 (1) 県中地域及び会津地域の合計面積には境界確定後の猪苗代湖の面積が含まれている。
(2) 会津地域及び南会津地域の合計面積は境界未定のため総務庁統計局の推定（平成７年国勢調査報告）を基にした。

3　規模の目標を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

● 土地についての公共の福祉の優先、地域の諸条件に応じた適正かつ合理的な利用の推進のための各種規制、誘導措置等の総合的な実施

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

● 国土利用計画法、土地利用関係法令等の適切な運用
● 大規模な土地利用の事前調整による適正な土地利用の確保
● 地価動向の的確な把握・土地取引規制による投機的土地取引の防止

(3) 地域整備施策の推進

● 地域の特性に応じた地域整備施策の推進
● 都市における中心市街地活性化のための魅力的な都市空間形成に向けた諸施策の推進
● 農山漁村における中山間地域の活性化のための地域資源の保全・活用を通した魅力ある地域づくり諸施策の推進
● 多極ネットワーク形成の推進、県境を越えたより広域的な連携・交流による地域づくり諸施策の推進

(4) 県土の保全と安全性の確保

ア 治水施設の整備、自然条件と土地利用配置との適合に配慮した適正な土地利用への誘導
イ 森林の多面的機能の向上のための適正な森林整備、保安林・治山施設の整備、地域特性に応じた管理
ウ 都市地域におけるオープンスペースの確保、適正配置、危険地域の情報の周知

(5) 環境と調和した土地利用の推進

ア 森林・農地等の多面的機能の維持・向上のための整備、保全、適正管理、生産条件の不利性を補正する措置
イ 優れた自然環境、文化財等の保全のための規制・誘導、里山など身近な自然環境の保全
ウ 大規模開発に対する要綱などによる事前指導、アセスの実施、景観の保全・創造、公共事業の環境への配慮、廃棄物処理施設に関する指導助言
エ 湖沼等の水質保全のための対応、公害発生防止のための用途区分に応じた土地利用の誘導

(6) 土地利用転換の適正化

ア 土地利用転換の不可逆性、地域社会への影響の大きさに留意し、自然的、社会的条件を勘案した慎重な土地利用の転換
イ 農地の無秩序な転用の抑制、優良農地の確保
ウ 保安林、機能の高い森林の保全、多面的機能への配慮原野の利用転換の際の自然環境保全への配慮、周辺土地利用への配慮
エ 大規模な土地利用転換にあたっての事前調査・調整、市町村の地域づくり計画との整合性
オ 混住化の進展する地域での土地利用転換にあたっての土地利用調整、計画白地地域などにおける計画的な土地利用のための施策の充実

(7) 土地の有効利用の促進

ア (農用地) 農業生産基盤整備、担い手の育成、農用地集積による利用増進、特に担い手減少・高齢化の著しい地域における営農組織・受託組織の育成による営農体制づくり
イ (森林) 森林資源の計画的整備、森林空間の総合的利用担い手の育成、県民の理解と協力などによる管理水準向上
ウ (水面・河川・水路) 治水・利水、生物の多様な生息環境などのために必要な水量・水質の確保、水辺空間・ふれあいの場としての形成
エ (道路) 都市部・景観の優れた場所における道路の電線類の地中化、道路緑化の推進、道路空間の有効利用
オ (住宅地) 優良な宅地の供給促進、住宅市街地の再整備土地区画整理事業等による秩序ある市街化
カ (工業用地) 計画的な工業団地整備、学術研究機関との連携、環境との共生に配慮した工業団地の整備促進、工場跡地・未分譲地などの有効利用促進のための誘致活動の展開
キ (その他) 公共・公共用施設用地の高度利用、バリアフリー化、低・未利用地の地域状況に応じた有効利用
ク 計画の趣旨を生かした良好な土地管理と有効な土地利用のための土地所有者の誘導

(8) 土地に関する基本理念の普及啓発及び県土に関する調査の推進

● あらゆる機会をとらえた土地に関する基本理念の普及啓発
● 国土調査等の基礎調査の推進
● 土地に関する情報の収集・整備の推進